

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	NPO法人 サンスマ	提案主体分類コード	n NPO法人
提案の公開の可否	公開		

要望事項(事項名)	島民の移動	制度の所管 関係省庁	
根拠法令等		プロジェクト名	安心らくらく外出
提案分野	3. 保健福祉分野		

求める措置の具体的内容

現在、上島町では過疎地バス(町)・福祉有償運送(社会福祉協議会)・一般乗用旅客運送事業(福祉限定)・過疎地バス(特に島内では空車状態)・福祉有償運送は運営協議会で移動制約者の対象者の協議がなされていない。

福祉車両・軽自動車での島内利用者(福祉限定以外)の運行も可能で、また、乗合の形できるようにしたい。バスのように決まった時間に運行できる形に利用者がいない場合は運行せず。利用者の把握は自宅からでは個人的な電話利用、渡船からはネット通信等(アイパット)等の利用により連絡が取れるようにする。

具体的事業の実施内容・提案理由

バス運行状況(区間・利用人数の把握は町より収集)福祉有償運送の実績(社会福祉協議会より収集)①一般乗用旅客運送事業(福祉限定)では対象者が限定されるため、一般乗用旅客運送事業(福祉限定)のぶら下がり過疎地有償運送を可能にする。②デマンドシステムにより、島内過疎地有償運送(バス)の空移送がなくなる。③平成12年より島民の足として、ボランティア移送にかかわって来ました。平成18年の法改正により、過疎地有償運送事業者として活動し始めましたが、平成の合併後、弓削町と生名村に橋がかかり、島内を町運営により、過疎地バスの運行開始あり、また、上島町内において一般乗用旅客運送事業(福祉輸送限定)の開始事業者ができた。過疎地・福祉有償運送はバス・タクシー事業がない場合に可能な物との国の指針あり。また過疎地有償運送では運転者講習の場所が高知・広島と限定ありスタッフに困った。当事業所では2種免許取得により一般乗用旅客申請し、平成24年より一般乗用旅客運送事業者(福祉限定)で運行しておりますが、福祉限定でなく島民の移動(ドアtoドア)による移動を希望される人が増えてきた。島内バスも運行しているが、主要幹線のみで利用しにくく、バスの空運行は環境にも・税金の無駄との意見を聞くこともしばしばある。○道が狭く軽自動車ドアtoドアの送迎により便利に小回りな外出を可能にする。○島内に病院がなく島外受診・リハビリ通院のためにフェリー代がかさむのを防ぐ。○港から自宅までの通信・移動を簡単に便利にし移動できるようにする。○運営協議会を地域公共交通会議に位置付け必要地域・移動制約者の把握を明確にする。

○一般乗用旅客運送事業(福祉・過疎限定)

運営協議会を地域公共交通会議に位置付けることにより(福祉・過疎)と限定することが可能におもう。なお家用自動車での有償運送(現在の介護保険・総合支援法と連動以外)のぶら下がりも可能ではないか。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)

地域の交通体系の編成のため
コミュニティ交通の確保のためデマンドシステム機器整備費＝不明

最終回答

「過疎地有償運送」については、タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする制度の1つであり、上島町における過疎地有償運送運営協議会で地元の合意を得ることが国への登録申請の条件となっております。県からもご提案の趣旨を上島町にお伝えしますので、まずは上島町役場にご相談いただきますようお願いいたします。

また、ご提案にあります「過疎地有償運送」の登録や「一般乗用旅客運送事業」の許可及び「地域公共交通会議」や「運営協議会」の制度運用については、国土交通省の所管となりますが、上島町とご相談いただいた後、町との協議が整い次第、県からも四国運輸局愛媛運輸支局に連絡し、フォローアップに努めたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

県といたしましては、平成24年4月に「愛媛県地域公共交通活性化指針」を策定し、地域公共交通を「地域全体で守り育てる」という基本方針の下、愛媛の地域公共交通の活性化に努めていくこととしており、今後も、市町・交通事業者・住民への支援の観点から地域公共交通活性化のための課題解決に向けた取り組みを行って参りたいと存じますので、引き続き、地域公共交通に関するご提案等がございましたら、よろしくお願いたします。

対応区分 B(国の権限に関するもの)及びC(市町の権限に関するもの)